

住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間 13 年の特例について延長し、一定の期間（※）に契約した場合、令和 4 年末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が 1,000 万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が 40 m²以上 50 m²未満である住宅も対象とします。

※注文住宅は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末まで、分譲住宅などは令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月末まで

| | 2019(R1) | 2020(R2) | 2021(R3) | 2022(R4) |
|---|-----------------------|--|--|-------------------------------|
| 【改正後】 経済対策として 控除期間13年間 の措置を延長 | (10月1日) 税率引上げ(10%) | | 注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで | R4年末までの入居 控除期間 13年 |
| コロナ特例 ※コロナを踏ま えた上乗せ 措置の弾力化 | | 注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで | R3年末までの入居 控除期間 13年 | |
| 消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間 | | R2年末までの入居 控除期間 13年 | | 面積要件 = 50m ² 以上 |
| 住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置 | 平成26年4月入居～ | | R3年末までの入居 控除期間 10年 | |

出典：財務省ホームページ掲載 税制関係パンフレット

「令和 3 年度税制改正」（令和 3 年 3 月発行）